

水道事業からのお知らせ

水道料金の口座振替のご利用のお願い

水道料金のお支払いは、簡単で便利な口座振替のご利用をおすすめしています。手続きは、水道料金の領収書、通帳及び通帳にて使用の印鑑をお持ちになり、各指定金融機関にてお願いします。(申込み用紙は、各指定金融機関にあります。)

取り扱い指定金融機関

①次の金融機関の本・支店

埼玉りそな銀行・りそな銀行・武蔵野銀行・足利銀行・東和銀行・群馬銀行・埼玉県信用金庫・中央労働金庫・熊谷商工信用組合

②ゆうちょ銀行・郵便局のうち、埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県及び山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局（納付は納入期限内に限ります。）

③行田市内のほくさい農業協同組合各支店

コンビニでもお支払いできます

水道料金は、近くのコンビニエンスストアなどで休日や夜間でもお支払いできます。

取り扱いコンビニ店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ他

※その他の取り扱い店舗は、納付書裏面をご覧ください。

夜間納付窓口のご利用を

金融機関・コンビニでの納付以外でも下記のとおり水道料金お支払いのための夜間納付窓口を開設していますので、ご利用ください。

年 月	開 設 日	(火曜日)
令和2年 2月	4日	18日
3月	3日	17日
4月	7日	21日
5月	12日	26日
6月	9日	23日
7月	7日	21日

場 所：行田市大字前谷1番地1 水道庁舎
(西部配水場内)
時 間：午後7時まで

防災訓練を実施しました

水道課では災害時に迅速かつ的確な対応に備えるため、毎年、防災訓練を実施しています。

当日は、市職員による給水袋を使用した応急給水訓練と行田市水道事業協同組合による水管復旧訓練を行いました。

また、地域防災力の要である自治会を対象にした行田市防災訓練では、災害時の給水活動などの説明を行い、参加者に給水袋への給水を体験していただきました。



応急給水訓練



水管復旧訓練

水道の使用開始・中止等に関する届出について

水道の開始にあたっては、家ごと(マンションやアパートの部屋も1つの家として取り扱います)に水道課へ届出をしてから使用することになります。

水道の使用を開始・中止等をする際は電話等で同課にご連絡ください(平日、午前8時30分～午後5時15分まで)。

行田市水道課 048-553-0131(代)

なお、インターネットによる電子申請をご利用いただけますと原則24時間365日いつでも手続きが可能です。

ご利用の際の詳細については下記の市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.gyoda.lg.jp/11/05/11/densisinsei.html>

納期限内のお支払いをお願いします

水道料金のお支払いは、納入通知書に記載されている納期限内にお願いします。納入通知書に記載してある金融機関並びにコンビニエンスストアでお支払いいただけます。

水道料金の期限内納入がない場合は、督促状、さらに納入いただけない場合は催告書を送付し、使用者の皆さんに納付をお願いしているところですが、それでも納入いただけない場合には給水を停止する場合があります。